

## 御宿町公衆無線LAN利用要綱

(目的)

**第1条** 本要綱は、御宿町（以下「管理者」という。）が町民及び施設利用者の利便性の向上を図るために設置した、無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(無線LANによるサービス内容)

**第2条** 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、無線LANを利用してインターネットへの接続機能を利用することができる。

2 無線LANの利用料は、無料とする。

3 利用者が無線LANを使用して利用した有料サービスについては、当該利用者がその費用を負担しなければならない。

(利用施設及び提供場所)

**第3条** 無線LANを利用できる施設、場所は、別表のとおりとする。

(利用条件)

**第4条** 利用者は、無線LANの利用に際し、本要綱、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）その他関係法令などを遵守しなければならない。

2 利用者は、無線LANの利用に際し、無線LAN接続可能な機器及びこれに供給する電源を準備するものとする。

3 無線LANを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

4 利用者は、無線LANへ接続する通信機器のセキュリティ対策、有害サイトのフィルタリングサービス等、通信機器の適切な管理を行うものとする。

(禁止事項)

**第5条** 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(2) 他者の財産やプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

(4) 他者をひぼう中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為

(7) ID及びパスワードを不正に使用する行為

(8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為

(9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(10) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為

(11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又

は管理者が不適切であると判断する行為

- 2 前項に該当する利用者の行為によって町、他の利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、全ての法的責任を負うものとし、管理者は、一切の責任を負わないものとする。

(提供の中止)

**第6条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの提供を中止できるものとする。

- (1) システム保守及び設備の点検工事を行う場合
- (2) 自然災害、火災、停電その他非常事態により無線LANの運用を通常どおり行うことができない場合
- (3) 無線LANシステムやネットワークの障害、機器の故障等やむを得ない事情がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が提供の中止が必要であると認めた場合

- 2 無線LANの利用の中止により利用者又は第三者が被った損害について、管理者は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

**第7条** 管理者は、利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線LANの提供に際し利用者の通信機器等に発生したコンピュータウイルス感染等による被害やデータの破損、漏えい及びその他の事由による損害について、管理者は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 利用者が無線LANへ接続しようとする通信機器の構成や設定その他の理由により無線LANを利用できない場合があっても、管理者は、一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、管理者は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 管理者は、利用者の承諾なしに無線LANの内容を変更することができる。

(規約の変更)

**第8条** 管理者は、利用者の承諾なしにこの規約を変更することができる。

## 附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

利用施設	提供場所
御宿町役場庁舎 御宿町須賀1522番地	2階廊下 3階廊下 4階廊下
御宿町公民館 御宿町久保2200番地	1階ロビー
御宿駅前観光案内所 御宿町須賀195番地	御宿駅前観光案内所内
月の沙漠記念館 御宿町六軒町505番地の1	月の沙漠記念館内及び月の沙漠記念館脇広場